

渋川市自治会活動拠点整備支援事業補助金交付要綱（広場等）

（趣旨）

第1条 市は、地域のコミュニティづくりを推進するため、自治会活動の拠点となる広場及び駐車場（以下「広場等」という。）の整備を行う自治組織等に対し、予算の範囲内において、補助金を交付する。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 広場 自治組織等が各種の催物等の活動の場として利用するための広場及び集会施設内の敷地をいう。

（2） 駐車場 集会施設や広場を利用するために必要となる駐車場をいう。

（3） 自治組織等 自治会及び自治会内に組織された、自治会より少数規模の組織である町内会、組、班などの自治会の下部組織をいう。

（補助対象者）

第3条 補助の対象となる者は、市内の自治組織等とする。

（補助対象事業）

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、広場等の整備とする。

（補助対象経費）

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、広場等の整備に要する経費とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1の額とし、50万円を限度とする。

2 前項の額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。